

会議名称	平成12年度第2回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成12年7月14日(金) 14時00分～17時35分	
場所	西棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員	江藤会長 金子委員 清澤委員 小井委員 高橋委員 縫村委員 布施委員 堀内委員 安本委員 門脇委員 河津委員 佐々木委員 鈴木委員 富本委員 藤原委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 (欠席：熊倉委員 篠委員)
	実施機関	上原区政相談課長 藤本地域振興課参事 永井障害者福祉課参事 上田生活衛生課薬事主査 吉田建築課長 工藤指導室長 山本生活経済部管理課長 村上経済勤労課長 本橋防災課長 中村福祉課長 大澤計画推進課長
	事務局	滝田企画部長 [区政情報課] 館野課長 大和田主査 片岡主査 [情報システム課] 浅川課長 星主査 石井主査 山根主査 藤本主査 依田主査 太田主査 森山主査 片山主査
傍聴者	1名	
配付資料	事前	・平成12年度情報公開・個人情報保護審議会委員名簿 ・平成12年度第1回会議録 ・平成12年度第2回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 ・平成12年度第2回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料 ・情報公開制度のあり方について
	当日	・平成12年6月15日付新聞記事(住民基本台帳法関係)
次第	1 事務局あいさつ	
	2 新しい審議会委員の紹介	
	3 平成12年度第1回会議録の確定	
	4 諮問・報告事項	
	平成11年度杉並区情報公開制度実施状況	報告 6
	平成11年度個人情報保護制度実施状況	報告 7
	平成11年度電子計算組織運営概要	報告 8
	平成11年度電算運用考査実施報告概要	報告 9
杉並区役所インターネットについて	報告 10	
小規模LAN	諮問 2	

	苦情・要望対応処理（電子メールによる受付・回答）	諮問 3
	要望・苦情処理	報告 11・諮問 4
	苦情・要望対応処理（庁内電子メールによる情報転送）	諮問 5
	要望・苦情処理（各課共通）	報告 12
	証明書自動交付システム	諮問 6
	証明書自動交付システム（カード管理システム）	諮問 7
	障害者福祉システム	諮問 8
	難病手当支給	報告 13
	都重度心身障害者手当支給	報告 14
	ひとり親家庭等医療費助成システム	諮問 9
	児童館・学童クラブ等の非常勤職員等雇用管理事務	諮問 10
	非常勤職員等雇用管理（各課共通）	報告 15
	毒物劇物登録及び監視システム	諮問 11
	毒物及び劇物取締	報告 16
	建築計画概要書等閲覧システム	諮問 12
	建築確認	諮問 13
	学校における区民パソコン教室	諮問 14
	指導員・相談員謝礼支払事務	諮問 15
	講演会・講習会・施設見学会等（各課共通）	報告 17
	教職員研修事務	諮問 16
	教職員研修	報告 18
	中学生海外派遣事務	諮問 17
	中学校生徒海外派遣	報告 19
	公衆浴場	報告 20
	すぎなみワークインフォメーション	報告 21
	災害時の仮設住宅建設用地等の把握	報告 22・諮問 18
	防災協力員	報告 23
	生活用水確保	報告 24
	地域福祉活動立上げ支援	報告 25・諮問 19
	NPO等介護保険事業者資金貸付	報告 26
	情報公開制度の見直しについて	諮問 20
内 容	1 平成12年度第1回会議録の確定	
	2 平成11年度杉並区情報公開制度実施状況	了承
	3 平成11年度個人情報保護制度実施状況	了承
	4 平成11年度電子計算組織運営概要	了承
	5 平成11年度電算運用考査実施報告概要	了承
	6 杉並区役所インターネットについて	了承

7	小規模LAN	答申
8	苦情・要望対応処理（電子メールによる受付・回答）	答申
9	要望・苦情処理	了承
10	苦情・要望対応処理（庁内電子メールによる情報転送）	答申
11	要望・苦情処理（各課共通）	了承
12	証明書自動交付システム	答申
13	証明書自動交付システム（カード管理システム）	答申
14	障害者福祉システム	答申
15	難病手当支給	了承
16	都重度心身障害者手当支給	了承
17	ひとり親家庭等医療費助成システム	答申
18	児童館・学童クラブ等の非常勤職員等雇用管理事務	答申
19	非常勤職員等雇用管理（各課共通）	了承
20	毒物劇物登録及び監視システム	答申
21	毒物及び劇物取締	了承
22	建築計画概要書等閲覧システム	答申
23	建築確認	了承
24	学校における区民パソコン教室	答申
25	指導員・相談員謝礼支払事務	答申
26	講演会・講習会・施設見学会等（各課共通）	了承
27	教職員研修事務	答申
28	教職員研修	了承
29	中学生海外派遣事務	答申
30	中学校生徒海外派遣	了承
31	公衆浴場	了承
32	すぎなみワークインフォメーション	了承
33	災害時の仮設住宅建設用地等の把握	了承 答申
34	防災協力員	了承
35	生活用水確保	了承
36	地域福祉活動立上げ支援	了承 答申
37	NPO等介護保険事業者資金貸付	了承
38	情報公開制度の見直しについて	継続審議

開会	
企画部長	事務局あいさつ、新しい審議会委員の紹介
会長	開会のあいさつ
会長	「平成 12 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審議会会議録」の訂正又は質問はございませんか。
区政情報課長	誤字の訂正
会長	ほかにございますでしょうか。では、会議録は確定したことといたします。
諮問事項説明	
会長	諮問事項について審議に入ります。
企画部長	諮問事項の朗読
報告 6 ~ 10 号	
会長	はじめに、報告 6 から 10 を事務局から一括して説明をお願いします。
区政情報課長	報告 6 「平成 11 年度杉並区情報公開制度実施状況」、報告 7 「平成 11 年度個人情報保護制度実施状況」についての説明
情報システム課長	報告 8 「平成 11 年度電子計算組織運営概要」、報告 9 「平成 11 年度電算運用考査実施報告概要」、報告 10 「杉並区役所インターネットについて」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	報告 9 で電算運用考査実施報告概要をいただいておりますが、この考査は監査ではなくて、区長部局が自ら努力して内部の改善案を提出するという取り組みです。私の知るところ、他の区では例の見られない、大変に優れた仕組みを導入されておられるわけで敬意を表したいと思います。また、毎年継続的に行われていることに対して重ねて敬意を表するところです。内容も非常に時宜に即したテーマを取り上げていますし、指摘事項も外部から見まして妥当な内容だと思います。さらにいま、情報システム課長は、これに対して積極的な対応策を考えておられるということで、この考査についての成果は大変、杉並区としても誇るべきものではないかと評価をしたいと思います。
委員	報告 9 に関連していくつかお聞きをしたいと思います。 第 1 に、開発、維持管理、オペレーションについて委託化を広げていく場合に、50 万区民の中心中の中心であるホストコンピュータの管理の問題として、情報の漏洩の危惧を感じるわけです。この点をどのように整理されて、委託化の方向性を出されたのかということです。 第 2 に、開発についての外部委託をこれまでどのぐらいしてきたのか、さらに共同開発も含めて今後の見通しはどうかということです。 第 3 に、開発について情報システム課と委託先の役割分担を明確にするとありますが、役割分担の内容を明らかにしていただきたいと思います。 第 4 に、維持管理で、「新規開発要望に手が回らないことが往々にしてある」とありますが、その具体的な状況についてです。 第 5 に、オペレーションの外部委託について、指摘事項で「個人情報保護対策を図ったうえで」と書かれています。これは当然しなければいけないこ

	<p>とですが、その具体的な内容です。</p> <p>第6に、障害発生時等の体制整備で、「障害発生時等の対応マニュアルの整備率が低いので、至急整備するべきである」とありますが、具体的にいまどのような状況になっているのかということです。</p>
<p>委員</p>	<p>関連ですが、報告を読みましても、先程の説明でも行革の関係でと言われたのですが、行財政改革の中でコンピュータシステムの業務委託に関してはどのように位置づけられているのですか。今後の開発も含めて人的に削減されればいいのか、住民サービスがどのようになるのか、採算上の問題も含めて検討されているのか、をお聞きしたいと思っています。</p>
<p>情報システム課長</p>	<p>まず1点目の情報の漏洩ですが、開発につきましてはプログラム等の作成、システムの構築ですので、情報の漏洩という問題は出てこないと考えています。次に維持管理ですが、プログラムの管理、情報の管理、オペレーションの管理といったものを含めて維持管理と考えていますが、当然情報の漏洩はあってはならないことですので、受託業者との間で厳重に取り決めていきたいと考えています。また、チェック要員としての職員の立会いの問題もあり、今後検討して区の計画として盛り込んでいきたいと考えている次第です。</p> <p>次に2点目の開発の委託ですが、財務会計システム、税システム、国民健康保険システム、住民記録システムといった大きなシステムについては、メーカー側との共同開発です。それらは既に開発してから5、6年経ってきている状況ですので、近い将来また大きな開発をしなければいけないような時期も参ろうかと思えます。それらを含めて、もっと効率的に短期間で開発するためには委託化は避けられないところがあり、そういった方向に進むべきであるという指摘と捉えています。</p> <p>次に3点目の役割分担ですが、行政を対象にしたものや企業を対象にしたもの、各メーカーがいろいろなソフトを作っています。おそらくどの自治体でも同じ内容の仕事を行っていますので、一般的に作られたソフトを導入することは比較的簡単であると思えます。ただ、杉並区に合うように既成のソフトを修正してもらう作業も当然出てくるわけです。そのような中で、区が対応していく部分と委託して開発する部分とをきちっと役割分担すべきであるという指摘と捉えています。</p> <p>次に4点目の新規開発に手が回らないということですが、現在、私を含めまして37名の職員で担当しています。昨今、法改正・制度改正が軒並み出てきています。それらの対応に追われまして、新たなものへの対応や職員のスキルアップを図るための研修の時間も取れないというのが現状です。そのような中で、できるだけ委託できるものは委託して時間を生み出して、新たなものに対応する体制を取るべきであるという指摘と捉えています。</p> <p>次に5点目のオペレーションの委託ですが、今後区としても、朝8時半から午後5時15分までやっていけばよいという時代ではなくなってきます。当然コンピュータも稼働しなければいけません。印鑑証明書等の夜間・休日の交付という問題も控えています。こうしたことに対応するためには、夜間・休日に職員に作業させるよりは、スピーディーに、コストも安くできる委託</p>

	<p>化の方向へ進む必要があるという指摘を受けている次第です。いますぐ、コスト面の数字は出てまいりませんが、それ以上に大きなメリットは、必要な時に自由にコンピュータを使える状況が生じることではないかと思っています。こうしたことで、委託によって、コストの削減や人員の削減ということだけではなく、サービスの拡大が図れると考えています。</p> <p>次に6点目の障害発生時の対応ですが、システムの稼働後、主管課職員の異動等によって操作方法などが不明になってしまう可能性があります。何か起きた時に対応できないという状況が生じる可能性が今後十分にあることから、その対応をきちっと考えておくべきであるという指摘です。重要な課題であると捉えていますので、何らかの形で対応してまいりたいと考えています。</p>
<p>委 員</p>	<p>システム開発と維持管理を含めてなのですが、確かに技術の問題などでパッケージソフトを活用したり、区を取り巻く状況の変化に応じて、コストの節減や住民サービスの向上に直ちに対応していくことは、非常に現実的な問題でもあると思います。ただ、システム開発や維持管理を外委託していったときに、委託先の技術者等が来ないことで、コンピュータの機能を十分に発揮した住民サービスができないといったことが起きてはいけないと思います。その辺の考え方を示していただけたらと思います。</p>
<p>企 画 部 長</p>	<p>システムの開発、運用を委託したり既存のシステムを活用して使っていくという背景には、技術革新の非常に速い展開があります。また、そういう中で情報システムのユーザーである行政や企業の意識・考え方が変わってきていると思います。情報の処理という業務の基幹的な部分を全部自前でやるというのが、情報システムを導入した初期の考え方だったと思います。ただ、これだけ技術革新が進みますと、ユーザーからすれば、システムをどう安定的かつ効率的に使っていくか、あるいはセキュリティをどう確保していくかということが重要なのであって、その開発自体あるいは運用自体を全部自前でやらなければそれが確保できないということではありません。むしろ専門の業者に任せようが効率的でもあるし、またセキュリティの面でも確実でもあるわけです。そういうことから、使い手の側と開発あるいは運用していく側との役割分担が非常に大切になってくるだろうと思います。したがって、区の情報システム部門の役割は、いままではできるだけ速く要求に応じて、システムを開発したり適切に運用する部分が非常に大きかったのですが、最近の傾向からすると、そういったことを委託して、安全にかつ効率的に情報システム全体を運用管理していくためのセキュリティ対策の構築や委託の管理に移っています。システムを作ろうというときに、システムの開発そのものが大事なのではなくて、システムの仕様やセキュリティの確保策を決めたり、仕様どおりに適切に運用されているかどうかをチェックする部分が、情報システム部門の役割として重要になってきている。その部分というのは、実際に開発するだけよりもかえって高度の能力、知識、経験が求められる場合があります。ですから、これまでのように開発のため多くの要員を抱えて運用していくよりも、もっと小人数でもはるかにスキルの高い職員を揃えて、委託の仕様や運用管理をやっていくことが必要になってきます。</p>

委 員	外部への委託化が進めば進むほどセキュリティに対する危険度が高まる傾向がありますので、そういう視点からいまお聞きしたということです。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、報告 6 から 10 を了承とします。
報告 6 ~ 10 号了承	
諮問 2 号	
会 長	次に、諮問 2 について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 2 「小規模 LAN」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	<p>第 1 に、資料の 3 頁で、第 10 条に小規模ネットワークの利用者の規定があって、グループウェア利用基準第 6 条の 2 に定める行為を行ってはならない、とあります。個人情報保護との係わりがあると思いますが、これが具体的にどういう定めなのかということです。</p> <p>第 2 に、第 11 条で、個人情報の取扱いについて、グループウェアで認められた範囲と同等とする、という記載があります。それを誰がどういう形でチェックするのかという点です。第 13 条で、細部については企画部長が別に定めるとありますが、いま私が言ったようなことが別に定めてあれば伺っておきたいと思います。</p> <p>第 3 に、第 12 条で、この基準に反した場合は利用を停止するとありますが、課内の一職員が違反した場合、その職員が使えなくなるということなのか、それともその課として使えなくなるのか、ということです。</p> <p>第 4 に、これによって、住民にどういうメリットがあるのか説明いただければと思います。</p>
情報システム課長	<p>1 点目の第 10 条の関係ですが、グループウェア利用基準第 6 条第 2 項で、ユーザー ID 及びパスワードを不正に使用してはいけないとか、情報の改ざん・き損をしてはいけないといったことを 8 項目規定しています。グループウェア利用基準は、杉並区電子計算組織のあらましにも載っていますので、後ほどご覧いただきたいと思います。</p> <p>2 点目の第 11 条ですが、グループウェアの利用責任者は電算管理責任者、つまり各課長です。各課長の管理下において使用することになっています。また、グループウェアで認められた範囲を超える個人情報については、審議会にお諮りしてご承認を得た上でなければ利用できないという歯止めがかかっています。また、現段階では企画部長が別に定めたものはございません。やっていく中で問題が生じた場合に、その都度対応してきちとした基準を作っていきたいと思っています。</p> <p>3 点目ですが、一職員が違反したためにその課全体が使えないということでは問題があるかと思いますが、明記していませんが、その職員の使用をしばらく停止し、教育していくことになると思います。</p> <p>4 点目ですが、今後、杉並区も電子区役所の時代になりますと、この利用範囲が拡大されます。同じ課あるいは部の中で情報を共有することになり、どこでも瞬時にそれを見て回答ができたりしますので、区民の方に対して非常にメリットがあるだろうと思います。</p>
委 員	すべての部署にこういった LAN があれば一番いいのですが、設置場所の

	庁舎内5ヶ所、出先1ヶ所は、たぶんその使用頻度というか、情報の共有度とか流通度が高いところを選ばれたと思います。予算課と経理課はよくわかるのですが、そのほかは、どのような情報を流通させるために設置したのかお聞きしたいと思います。
情報システム課長	今回、全課に対して希望調査を実施し、ヒアリングを行いました。女性青少年課、生活道路整備課、社会教育スポーツ課については、業務処理内容が多岐にわたっているということ、また、衛生試験場については、詳細なデータをそれぞれの技術者が常に知っておかなければいけないということで、それぞれ非常に利用頻度が高いという理由で選定いたしました。
委員	今後は希望によって増やしていく予定ですか。予算の関係もありますが、私が視察に行った市役所は、無線LANを使うことでコストの削減を図っていましたが、そういう可能性はいかがですか。
情報システム課長	今後の予定ですが、需要が高まると見込まれる中で、これを小規模LANで抑えていくのか、全庁的なLANにしていくのか、といった考え方があると思います。今回テストケースとしてやってみて、その利用状況を見た上で拡大するべきであるという結論に達すれば、それなりの予算措置をお願いして拡大していきたいと考えています。 無線LANについてですが、役所のフロアの下にはいろいろな線が走っていますので、有線LANが不可能な部分については無線LANも今回導入します。これもテストケースとして考えています。
会長	ほかにございますでしょうか。では、諮問2を決定とします。
諮問2号決定	
諮問3～5号、報告11・12号	
会長	次に、諮問3から5と報告11、12が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問3「苦情・要望対応処理（電子メールによる受付・回答）」についての説明
区政情報課長	報告11・諮問4「要望・苦情処理」についての説明
情報システム課長	諮問5「苦情・要望対応処理（庁内電子メールによる情報転送）」についての説明
区政情報課長	報告12「要望・苦情処理（各課共通）」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	まず、収集の方法で「本人以外」とありますが、どういうことを意味するのか教えていただきたいと思います。 次に、諮問4で「インターネットの利用環境の維持管理を委託する」となっていますが、どういうことなのか説明をお願いします。
区政相談課長	最初のご質問ですが、ご本人からいただいた要望内容の要約や処理記録などを所管課で記録するという意味です。
区政相談課長	電子メールでやり取りしますと、その電子メールはプロバイダのハードディスクのどこかの区画に記録されるということになりますので、その維持管理を委託するということです。

区政情報課長	<p>補足させていただきますが、要望・苦情の内容から、その要望・苦情の相手方の氏名等を収集することもありますので、収集の方法で「本人以外」としています。</p>
委員	<p>民間プロバイダは、具体的にはJCOMですね。JCOMも当初は杉並だけだったわけですが、いま練馬、和光、国分寺、府中が入って、タイトスとの合併も報道されているわけです。JCOMの中でしたら住友グループですからそれほど心配ないのですが、合併に伴ってセキュリティの問題や日頃の対応などで問題点がなければ、私はそれでいいと思っています。その辺でいまのところ問題がないか、あるいは今後そういうことがないか。私は問題ないと思っているのですが、その1点だけお伺いをいたします。</p>
企画部長	<p>プロバイダとしてのJCOMと区との関係というのは、これはあまたあるプロバイダのうちの1つだと思っています。もし問題が出れば当然、他のプロバイダに契約を切り換えるということもあり得る話だと思います。ただ、JCOMの回線を介してやるものも今後出てくると思います。それについては、あまり他に選択があるわけではありませぬので、プロバイダとしてというよりも通信事業者として、契約その他で安定性を確保していかなければいけません。また、大きくなること自体は、事業の安定的な運用ということでは、マイナス要因ではなくてプラス要因があると思っています。</p>
委員	<p>企画部長が言われるとおりだと思いますが、杉並のロケーションから言えば、半ば独占的なCATVとの関係もあって、JCOMネットが一番強く、安定性もあるということなのです。問題があったら変えるというのはそのとおりですけども、区が4,000万円出しているからということではなく、以前から申し上げているとおり、言うべきことは言って、変えなくてもいいセキュリティを今後も保っていただきたいということです。</p>
委員	<p>これによって、電子メールによるやり取りができるというのは大変に好ましいことだと思いますが、ちょっと危惧されるのは、電子メールというのは非常に匿名性が高いものでもあるということです。私自身もホームページを作っていて、いろいろなところからご質問をいただいたりするのですが、中には悪質なものも入ってくるのです。そういった苦情などに対応するために、何か1つの基準を作らないといけないと思います。私は、例えば名前や住所など自らの立場をきちっと明確にしない限り返事を出さない、ということルールとして明確に出しています。その辺の対応はいかがですか。</p>
区政相談課長	<p>まさにおっしゃるとおりで、仮に住所、氏名、電話番号がなくメールアドレスだけがあるというような要望、苦情が来た場合には、このアドレスでお答えしていいか、答えるにあたっては氏名などを明らかにしていただきたい旨送信するというような手続を踏みたいと思っています。ですから、完全に匿名でアドレスだけしかわからないという場合には、区としてもそれに対してお答えするという考えはありません。</p>
委員	<p>電子メールの場合だと、誰がいつ送ったとか受け取ったとかというのは、全部プロバイダに把握されるわけですが、処理が終わった後の保存の年限を決めて実施するのですか。</p>

区政相談課長	今後それについては詳しく詰めたいと思いますが、プロバイダのほうの容量もございますので、一定期間で消去するということになると思います。
会長	ほかにございますでしょうか。では、諮問3から5を決定し、報告11、12を了承とします。
諮問3～5号決定、報告11・12号了承	
諮問6・7号	
会長	次に、諮問6と7が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問6「証明書自動交付システム」、諮問7「証明書自動交付システム(カード管理システム)」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委員	資料の9頁を拝見すると、住民カードは磁気カード方式のようですが、ICカード方式は採用されなかったのでしょうか。
情報システム課長	このカードは磁気カードで、ICカードではありません。
委員	どういう理由で採用されなかったのですか。
情報システム課長	カードの磁気部分に個人コードやIDを記録することによって本人を確認することができ、この発行システムが機能しますので、磁気カードにしています。
委員	9頁で、紛失・盗難等による抹消は本人が自動交付機で抹消できるようになっていますが、そのときもカードを入れて暗証番号を入力するとすると、カードがないときはどうするのですか。
情報システム課長	紛失については、カードがなくても、自動交付機のキーを操作して処理できるようなシステムになっています。
委員	暗証番号も不要で、抹消といったキーを押せば抹消になるのですか。
情報システム課長	仮に落とした場合に、拾った方が悪意で利用すると大変重大な問題になりますので、なくされた方が自動交付機に自分の暗証番号等を入力して処理します。
委員	では、カードを入れなくても、この機械は暗証番号で動くのですね。
情報システム課長	証明書の交付を止めるだけです。
委員	交付を止めるのはいいのですが、カードを入れなくても暗証番号だけで動く機械なのかということです。それなら常に自分の暗証番号を覚えていれば、カードは要らないですね。
情報システム課長	カードがないと証明書の交付はできません。抹消については、暗証番号だけで機械を動かし、交付を中止するためのサインを入力できます。
委員	諮問6と7は、出張所の統廃合に伴う代替措置ということで、出張所の廃止が前提とされているわけですが、廃止そのものが議会で決まらなければ、これが区の正式な計画ということにならないのではないかと思います。それが予定では9月の議会ということなのですが、こちらだけ話を進めるというのは、ちょっと順序が逆ではないのか、やはり議会で廃止条例がきちっと成立して、それに代わるものがはっきり決まってから、ここで改めて諮問がされるべきではないかと思います。議会で仕事をしている私どもからすれば、

	<p>議会を一体どう見ているのか、議会軽視ではないか、住民無視ではないか、そういう言葉をあえて使えば、そういうことになるわけです。その辺は企画部長が、どういうことで整理をして出してきたのかと思います。統廃合で7つの事務所、サービスコーナーの1カ所だけ残してあとは全部なくすというこのやり方では、確かにこの機械を置くことによってサービスが向上する部分もありますが、全体として見たら、住民サービスが決して向上はしないだろうというのが私たちの見解ですので、これにはもちろん反対なわけです。そういう考えがあるときに、ここでこの仕組みの内容について問われても、議会のほうで仕事をさせていただいていますので、やりづらいところです。その辺をはっきりしてほしいと思います。</p>
企 画 部 長	<p>議会での例えば出張所の廃止条例なり、あるいは予算措置なりの意思決定と、ここでの業務の登録という手続とは、私どもは別のものと考えています。出張所の統廃合をするときに必要な代替サービスの準備を私どもはしていかなければならないと思っています。それに必要な前段の手続として、この審議会での諮問、答申ということが必要とされているわけです。個人情報の保護という部分で問題がないという答申をいただいた上で、私どもはその先の準備を進めたいと思っているわけです。これは、この審議会が議会の条例審議なり予算審議に先行して何かを決める、例えば出張所の統廃合を決めるということではありません。このようなわけですので、何ら矛盾はないと思っています。</p>
委 員	<p>ここで審議して、個人情報の点からは特に問題がないから進めてもいいとなったとしても、条例が通らなければ、せっかく審議したことが無になるわけです。そういう意味では、先にきちっと決まったことを出すというのが順序ではないかと思います。出張所の統廃合などにかかわりなく、住民サービスを5時を過ぎてもできるようにしたいということで出てくる分には、これは別に条例の廃止などを伴いませんので、それこそいま部長が言われたように、個人情報の観点から厳密に見てどうかということで、おそらくやればよいことなのです。けれども、そうではなく、あくまでも一体なものですから、切り離して審議することがはたしてできるのだろうかと思っています。</p>
企 画 部 長	<p>いまいみじくも委員のお話の中にもありましたように、個人情報の保護という面から今回のシステムに問題がありやなしやということ、この審議会に諮問しているわけです。私どもがこのシステムの導入を考えている動機は、確かに先ほどもご説明しましたように、出張所の統廃合に伴う代替サービスとしてです。一方、そのことがなくても、おっしゃったように、こういったことを将来的に考えていく上でも、このシステム自体をもし考える場合に、個人情報の保護という観点から、問題があるかないかということで、審議会のご意見をいただきたいということですので、それは何ら矛盾はないと思っています。</p> <p>また、従来から議会の議決事項に関連する個人情報の保護上の問題で、事前に審議会の審議を経た上で、議会に提案していくという案件は比較的多かったと思います。議会の議決あるいは予算の議決がなければ、個人情報を取り扱う事務を検討できないかと言いますと、それは逆でございまして、この</p>

	審議会で個人情報の保護上問題がないことを確認した上で、議会に提案していくというほうが、手続としては素直であろうと思っています。
委員	出張所を廃止する代替方法として、証明書の自動交付機を設置すると提案するから、出張所の廃止はまだ決まっていないのにおかしいのではないかという議論なのです。だから、この提案の仕方が悪いのだと私は思うのです。出張所を廃止しなくても、住民の利便のためにカードを作って、機械を設置したいという提案の仕方をすればいいのだと思います。部長が言うように、従前にも、議会の前に審議会にかけて議論した問題はあるわけです。意見の対立があるならば、決まっていなかったものを決まったようにして提案するのではなくて、銀行と同じように区役所の前に機械を置いたっていいのです。
委員	提案理由そのものが出張所の統廃合に伴う代替サービスとしてということですから、個人情報保護の観点からだけ審議するわけにはいかないと思います。
企画部長	私どもは提案理由を変えるつもりはございません。この提案理由のとおり、出張所の統廃合を進めるための前段の手続として、この諮問をしているわけです。この問題を切り離して、いつかやるかもしれない自動交付機のために、審議をお願いするというような提案をするつもりはございません。
委員	設置場所を特定するから話がおかしくなってくるのではないですか。
企画部長	設置場所は、いまの段階では予定です。提案内容がある程度イメージとしてわかりやすいように、現時点での私どもの考え方を出しているということです。先ほどからお答えしていますように、あくまでも私どもは出張所の統廃合をしていく上での必要な措置として、代替サービスを考えているわけです。その代替サービスを進めていく上での必要な手続として、この審議会でも、個人情報保護の点から問題がないという答申をいただきたいということでも諮問しているわけです。したがって、提案理由を変えるつもりはございません。
委員	議会での議決なりがあって条例の改正がきちっとされれば、このとおりの提案理由で私は全然問題ないと思います。ただ、私がいま問題提起しているのは、そのやり方がちょっと逆ではないのかということです。
企画部長	私どもは逆ではなくて、これが正しい順序だろうと思っています。
委員	区議の方は出張所統廃合の情報をある程度知らされていたと思いますが、我々区民の代表としては、出張所統廃合は聞いたことがなかったのです。今回これを見て初めて知ったのですが、出張所統廃合をやるという前提ですね。統廃合はいつ決まるのですか。
企画部長	9月議会に条例を提案する予定です。区民に対するPRというのは、既に昨年から、広報で、行政改革の大綱あるいは計画の中でお知らせしています。
委員	順序が、やはり違うような気がします。
委員	私は事前に資料が送られてきて、この諮問6については賛成をする立場で今日臨んでいるわけです。民主主義の世の中ですから意見が違ふのはいいのです。熱心な討議は大いに結構だと思いますが、今日は大変多くの報告・諮問事項を抱えているわけで、いつまでやっていてもしょうがないから、あな

	たの考え方はそれはそれでいいですから、反対をしてもらえばいい。
委員	そういう言い方はないでしょう。
委員	あなたは順序が逆だとこのまま言い続けるでしょう。納得しないのでしょうか。
委員	だから、提案理由を変えるなりする必要がある。
委員	提案理由は変えないと企画部長は言っているじゃないですか。
委員	だから、このやり方がおかしいわけでしょう。
委員	ずっとおかしいと言っているわけでしょう。
委員	賛成する側にしたって、私はそれは問題だと思えますよ。
委員	それは、あなたが判断することじゃないでしょう。賛成する側の人判断することでしょう。
委員	議会と行政の関係で、おかしいということです。
委員	二人でやり取りしていてもしようがないので、会長がまとめていただきたいと思えます。
委員	それは会長がまとめられることだと思えます。
委員	おっしゃるとおりです。
委員	記録年月日の件ですが、1つ前の諮問5では平成12年7月17日、来週月曜日です。これが平成13年4月2日です。いままでずっと委員をやっていて審議会当日というのもあったような気がしますが、この記録年月日がばらばらというのはしようがないことなのではないでしょうか。
情報システム課長	諮問させていただいているものには、所管課のほうで急ぐもの、あるいはこのように、記録自体は来年でも開発を進めなければいけないため、現在ご承認いただきたいというものがあります。
委員	では、いつもこういうばらつきがあって当然ということなのですね。
情報システム課長	はいそうです。
委員	質問だけ先に皆さんから受け付けられたらいかがですか。あとの処理をどうするかは会長に委ねたいと思えます。
会長	質問はほかにございますか。
委員	まず窓口申請書を出して住民カードを作るという手順ですが、自動交付機で作ることはできないのかということと、例えば寝たきりの高齢者とか、障害をおもちで判断ができないという方の申請については、例えば郵送だとかご家族が代わってするという方法がとれるのか、ということをお聞きします。
地域振興課参事	現在の印鑑登録制度も同じですが、本人の意思の確認できる委任状等を添えれば、代理人が申請できます。カードの発行につきましては、この自動交付機ではできません。
委員	第1に、別に出張所の統廃合を念頭に置いていらっしゃるのかどうか知りませんが、荒川区でこのように自動交付を実施されていると聞いていますが、例えばどのくらい時間外に発行頻度があったのかとか、それによってどの程度住民サービスが向上しているのかなどを既に聞き取られていらっしゃるかどうかということです。

	<p>第2に、交付請求書を出さないでカードだけで証明書がもらえてしまうということが、法律的にどうなのかということです。</p> <p>第3に、自動交付機を設置する施設の中に、区の職員が必ずしもいない時間帯のある施設がありますが、機械のトラブルなどについての責任はどこが負うのかということです。</p> <p>以上が質問です。あとは意見ではないのですが、ICカードではなくて磁気カードだということで、私は逆に大変ほっとしたのです。自治省の方では、住民票を取ったりいろいろな情報も入る便利なICカードができるということで、国民総背番号制というようなものを法制化したわけです。私の団体では、住民基本台帳法改正に対して慎重に対処するというこのたびの区長の発言を、全員好意的に受け取っていました。それもあってICカードでなくて磁気カードだというのは、私としては、この審議会も含めて私たちの意見が尊重されているんだと思っているところもあります。是非伝えてほしいのですが、こういうカードに慣らされるということについては若干の危惧もあり、実施をするのであれば、その辺の説明も是非付帯事項として区民に知らせるようお願いいたします。私としても手続的な問題もあるかもしれないと思いますし、先行例のことも伺ってから判断したいと思っています。</p>
地域振興課参事	<p>1点目ですが、荒川区も確かに出張所統廃合に伴う自動交付機を設置しています。荒川区の場合は、住民票の写しと印鑑登録証明書の交付をやっていると思います。ただ、私どもの調査によると、稼働時間が平日は8時まで、土・日曜日は当分の間5時までということで杉並区とは違うようです。荒川区で自動発行機を導入したことによって、従前とどのようにサービスが変わったのかについては、現在のところ把握していません。</p> <p>2点目の申請行為との関係ですが、このシステムによりますと、誰が、いつ、どのような証明書を何通請求し、交付を受けたかということがすべて記録されますので、法的には問題がないと解釈しています。</p> <p>3点目ですが、確かに現在の出張所の職員等はいませんが、それぞれ施設の職員がおります。豊島区等を視察してきたのですが、ほとんどトラブル等はありません。たまに紙詰まり等があるそうですが、それらについては、それほど専門的な知識を持ってない職員でも対応できますので、その施設の職員に一定の教育をしてまいりたいと思います。なお、どうしても対応できない場合には、その職員から私どもが今後委託をする業者に電話等をかけて対応することを考えています。</p>
委 員	<p>まず、暗証番号についてですが、4桁なのかということと、使ってはいけない数字があるのかということです。1111、0000とか、最近は誕生日をいけなくしているということですが、それがどうなっているかということをお聞きします。次に、交付機を置いた場合に、例えば銀行のように監視カメラを付けるのかということをお聞きします。</p>
地域振興課参事	<p>暗証番号は4桁です。発行するときに、生年月日等容易に推定される番号はなるべく使わないように職員が注意します。監視カメラについては、自治省の通達で必ず設けるようになっています。</p>

会 長	この機械を導入すると、今後は区民全員が磁気カードを持つことになるのですか。
地域振興課参事	これは、あくまでもご本人の希望に基づいて発行するものです。
会 長	印鑑登録証の場合とは違うわけですね。
地域振興課参事	そうです。
会 長	その辺は不徹底ですね。ほかにご質問がないでしょうか。
委 員	既に印鑑登録証が出ている人については、希望するとこのカードと併せて2枚持つということになるのですね。
地域振興課参事	事務処理の仕方についてはこれから詳細を詰めていくわけですが、現在印鑑登録証を持っている方については、このカードと交換をするようになると思います。
会 長	ほかにごいませんか。いろいろ考えると難しい問題があるような気もするのですが、いかがでしょうか。
委 員	会長が難しいと言われたのはどういう意味かわかりませんが、電子計算組織に記録する個人情報の項目について、我々は諮問を受けているわけです。89項目という膨大な数ですけれども、これが妥当であるかどうかを審議すればいいのであって、政治的なこととは全く別に審議すべきだということになると、問題は非常に単純になると思っています。この89項目の妥当性を判断するために、例えば暗証番号の桁数など周辺の個々の問題について、いろいろ教えていただいた。そういうふうに理解すれば問題の本質は非常にきれいになるのではないかと思います。そういうことで議事進行をお願いしたいと思っています。
会 長	私が難しいと言った意味は、記録項目一覧について全然質問等がないということと、このシステムに変わったら全員がカードを持つというのであればわかるのですが、希望者だけとなるとかえって混乱が生じるのではないかと、という疑問等があるものですから、いささか時期尚早でないのかという感じがしているということです。それで面倒になるのではないかとということです。この項目等について質問はございませんか。
委 員	記録項目に税金の関係がものすごく多いような気がするのですが、全部これは必要なのですね。
委 員	この89項目はカードに記録するのではなくて、証明書の記載事項なのですよ。その点をはっきりしていただきたい。
情報システム課長	ここにございます89項目のうち86までは、現在の証明行為に使われている項目のすべてです。発行形態が変わりますので、今回諮問しているわけですが、最後の87から89の3項目が、カード発行に係わる部分です。
委 員	駄目押しになりますけれども、この項目1つでも欠けたら証明書にならないのですから、これは必要不可欠な項目と理解してよろしいですね。
情報システム課長	そのとおりです。
委 員	要望ですが、準備期間があるということは先ほどの答えでわかったのですが、記録年月日がずっと先のものに関しては、諮問されるときに、議会との関係の話がありましたけど、混乱のないようにもうちょっと考えていただき

	たいと思います。
委員	出張所へ行くと、職員の方が親切に対応してくれて、話相手になってくれています。そういうシステムが区役所に対する信頼につながっていると感じます。機械で処理することが世の中の流れで、しょうがないのだろうけれども、何か人間不在な感じがちょっといたします。便利なことは便利だけど、人間と人間とのふれあいで区民との信頼感を醸成するということも行政の大事なポイントの1つとして、考えてやっていただきたいと思います。
委員	私どもも証明書の自動交付機そのものを否定する考えは全然ありません。ただ、今回出されている諮問6と7は、先ほど来、言わせていただいていますように、出張所・サービスコーナーの統廃合と一体不可分なものですから、私は諮問6、諮問7については賛同できないということを表示しておきたいと思います。
会長	ほかにございませんか。では採決を行います。諮問6と7について賛成の方、挙手をお願いしたいと思います。11人ですね。反対の方、挙手をお願いします。5人ですね。保留の方、いらっしゃいますか。1人ですね。
委員	保留という制度があるのですか。
区政情報課長	審議会条例第6条第2項で、「審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる」となっています。
会長	では保留を取る必要はないですね。
委員	反対を取る必要もないと思います。
会長	過半数で決定とします。お手をかけました。ここで休憩します。
諮問6・7号決定	
(休憩)	
諮問8・9号、報告13・14号	
会長	再開いたします。諮問8、9と報告13、14が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問8「障害者福祉システム」についての説明
区政情報課長	報告13「難病手当支給」、報告14「都重度心身障害者手当支給」についての説明
情報システム課長	諮問9「ひとり親家庭等医療費助成システム」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委員	諮問8と9について、杉並区の支出や一部負担金の割合がどうなるのか、教えていただきたいと思います。
障害者福祉課参事	心身障害者医療費助成の件ですが、当区で所得制限を導入することによって、区の支出としては953万円余が減額になる予定です。それから一部負担金ですが、老人保健法に基づく一部負担金に合わせて外来1回につき530円を負担していただきます。これが月4回までは自己負担になります。入院の際には1日1,200円と食事代の750円が自己負担となります。非課税の方につきましては、このうち食事代のみが自己負担になるということで、所得により負担額が変わりますので、受給者負担区分が必要になります。

情報システム課長	ひとり親家庭等の医療費助成ですが、考え方としては障害者と同様で、入院の場合、改正に伴い負担が生じるということです。
委員	この医療費助成の対象が「者」になっていますが、「児」も当然含まれているという理解でよろしいのでしょうか。それと在宅者の制度と入所者は、どうなっているのでしょうか。
障害者福祉課参事	当然「児」も含まれております。所得制限の導入で必要なものは払っていただくという制度になります。
会長	ほかにございますか。なければ、諮問 8、9 を決定し、報告 13、14 を了承とします。
諮問 8・9 号決定、報告 13・14 号了承	
諮問 10 号、報告 15 号	
会長	次に、諮問 10 と報告 15 が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 10「児童館・学童クラブ等の非常勤職員等雇用管理事務」についての説明
区政情報課長	報告 15「非常勤職員等雇用管理（各課共通）」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委員	各課共通のものがあるにもかかわらず、この諮問で新たに設置するということですか。
区政情報課長	非常勤職員等の雇用管理は、児童青少年センターに限られるものではありません。非常勤を雇用している各課で、今後電算を使用することに対応するため、各課共通として業務の修正の報告をさせていただいております。今回は児童青少年センターが電算記録をすることになります。
委員	報告 15 の内容についてです。個人情報の記録の内容に「8 職歴」がありますが、事業の概要から見ると、必ずしも必要なものとは考えられないのです。その必要性和職歴の内容についてお教えいただきたいと思っております。
区政情報課長	職歴というのは、31 頁に記載の 16 項目のうち「11 勤務態様・勤務内容」、「12 勤務日数」、「13 年次休暇日数」、「15 勤続年数」を指しております。
委員	勤務日数などが職歴として入っているというお話ですが、勤務日数は職歴なのではないでしょうか。ちょっと区分が違うのではないかという感じがするのですが、どうですか。「職歴」という表現ではなくて別の用語を使ったほうが、区民の方がご覧になるとき分かりやすいのではないかと思います。これは意見になります。また、32 頁では「電算に記録する項目」として「職歴」が入っているため、今のご説明とやや記載が違うのではないかという感じがします。
委員	いまの説明だと、職員になった後の「勤務態様・勤務内容」、「勤務日数」などの意味ですか。普通「職歴」と言えば、今までどういう仕事、前歴があったかということではないのですか。
区政情報課長	「職歴」には前歴も含めて考えております。非常勤職員の雇用期間の関係で、勤続年数を常に把握しなければならないため、ここでは「職歴」の中に含めて考えております。

	また、電算に記録する個人情報の項目については個々具体的に記載することになっておりますが、個人情報の記録の内容についてはそれをまとめたものを記載することになっております。
委 員	諮問 10 と同じように記載したほうが分かりやすいのではないですか。
区 政 情 報 課 長	電算記録が個々具体的な項目としているのに対して、業務登録ではこれまでも、何々の状況といった、ある程度まとめた表現をしているところですので、ご理解いただきたいと思います。
委 員	非常勤職員や臨時職員の方ですと、普通一般の方の職歴とはちょっと違っております。むしろ個々具体的に、ご説明になったような勤務内容とか勤務日数というのが、非常勤の方の場合には相当大事になってくるのではないのでしょうか。いまのご説明で私どもはよく理解できます。
委 員	いま区政情報課長から説明がありましたので、そう言われるとそうなのかなという思いもしますが、誰もが分かりやすい形として、先ほどから出ているような書き方のほうがより良いのではないかと思うのです。なぜ、ここであえてこういうように区別する必要があるのか、ちょっと分かりづらいところなのです。
委 員	非常勤職員の雇用期間というのは、6カ月とか1年とか決まっているのですか。
企 画 部 長	非常勤職員にはいろいろな種類・形態がありますので、それによって年限が決まっております。勤務年数に限定があるものと、専門的な非常勤などの、1年ごと、あるいは何年かごとの更新で勤務年数に限定のないものもございます。種類によりましては、例えば5年間を限度とする嘱託員とか、3年を限度とするパート職員などがあります。
委 員	1年以内ですね。1年を超える長期の雇用期間というのはどうなのですか。
企 画 部 長	1年の契約を更新していく方法です。
会 長	ほかにございますか。なければ、諮問 10 を決定し、報告 15 を了承とします。
諮問 10 号決定、報告 15 号了承	
諮問 11 号、報告 16 号	
会 長	次に、諮問 11 と報告 16 が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 11 「毒物劇物登録及び監視システム」についての説明
区 政 情 報 課 長	報告 16 「毒物及び劇物取締」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	諮問 11 によると、薬剤師の氏名などになっています。薬屋さんはわかるのですが、街で劇物に指定されているものを売っている所とは全く関係なく、薬剤師が取り扱っているものだけを対象とするということなのですか。
生活衛生課薬事主査	薬局、薬屋、それから医薬品ではなくて毒物劇物だけを販売している業者がおります。その中で薬局や薬屋においては、毒物劇物に該当するもの、

	例えば水酸化ナトリウムなども販売しておりますので、薬剤師の方が薬事法に基づく薬局の管理責任者となっていると同時に、毒物劇物取締法での取扱責任者を兼務されている方がございます。その際は、薬剤師の方の免許番号や登録年月日等、ここに記載されている事項を収集いたします。
委員	いまの質問にも関係ございますので、お教えいただきたい。薬局のような兼業の場合と専業の場合とがございませぬ。資格もちょっと違う部分があります。そうすると薬局の薬剤師の場合は、1番から11番まで全部記載するのでしょうか。
生活衛生課薬事主査	薬局と薬屋では管理者が薬剤師になっておりますので、すべての項目が薬事法に基づいて登録されることになっております。その関係上、11項目の全部を情報収集することになります。
委員	その関連でちょっと教えていただきたいのですが、製造と輸入は区の業務には入らないということですね。群馬の工場での事故に相当するものは都道府県の業務ですが、東大でのホルマリンの事故に相当するものは、これからは区の業務になるのでしょうか。
生活衛生課薬事主査	東大でホルマリンを廃棄したという記事だったと思いますが、販売業ではありませんから、毒物劇物取締法では業務上取扱者となります。これはまだ東京都の事務になっております。
委員	都に残っているのですか。
生活衛生課薬事主査	区で現在行っておりますのは、販売業者の登録と監視指導のみの事務となっております。来年以降、いまご指摘の業務上取扱者の届出事務などが移管されるかどうかは未定でございます。
委員	諮問11の業務システム名を見ると、「毒物劇物登録及び監視システム」となっていますが、毒物の所有量の管理は行わず、結局誰が取扱責任者なのかといったことを記録するだけなのでしょうか。
生活衛生課薬事主査	監視システムの中には、販売業者の保管する毒劇物に関する実態調査表が入っております。しかし、これは事業活動情報で個人情報には該当しないという判断から、こちらには載せていません。
会長	質問ですが、諮問11の10、11にある「薬剤師就任」と「薬剤師退任」というのは、その薬局の責任者に就任した、退任したという意味でしょうか。
生活衛生課薬事主査	チェーンドラッグストアなどではよく管理者が異動しますが、薬剤師が代わるたびに、その退任年月日と就任年月日も届け出ることになります。
会長	ほかにございますか。なければ、諮問11を決定し、報告16を了承とします。
諮問11号決定、報告16号了承	
諮問12・13号	
会長	次に、諮問12と諮問13が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問12「建築計画概要書等閲覧システム」についての説明
区政情報課長	諮問13「建築確認」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。なけ

	れば、諮問 12 と 13 を決定とします。
諮問 12・13 号決定	
諮問 14～17 号、報告 17～19 号	
会 長	次に、諮問 14 から 17 と報告 17 から 19 が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 14「学校における区民パソコン教室」、諮問 15「指導員・相談員謝礼支払事務」、諮問 16「教職員研修事務」、諮問 17「中学生海外派遣事務」についての説明
区政情報課長	報告 17「講演会・講習会・施設見学会等（各課共通）」、報告 18「教職員研修」、報告 19「中学校生徒海外派遣」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	報告 18 ですが、地方公務員法か何かで、都の職員である教職員を杉並区の個人情報として収集してもいいという制度のようなものがあるのでしょうか。それから諮問 17 の中学生の海外派遣については、非常にいいことだと思うのですが、その選び方や自己負担額など教えていただけたらと思います。
区政情報課長	まず前段ですが、個人情報保護条例の実施機関として教育委員会が入っており、この中には学校が含まれます。
指 導 室 長	後段の国際交流の件ですが、区内公立学校については自由募集で、学校から推薦を挙げる方法を取っております。それから杉並区内に在住の私立学校、国立学校の生徒をも対象としております。経費ですが、自己負担は交通費相当の 2 分の 1 です。
委 員	諮問 14 ですが、文書作成や表計算の講習会となっていて、インターネットは入っていないようですね。インターネットを利用できる学校がこのパソコン教室を実施する学校の中に入っていますか。
指 導 室 長	学校インターネットと今回の学校における区民パソコン教室とは結びついておりません。
委 員	インターネットの場合は接続がすぐにできてしまうので、翌日の学校の利用に支障があってはいけないということで、ちょっと伺ったのです。その辺のご配慮はよろしくお願ひしたいと思います。
指 導 室 長	委員のおっしゃるとおりだと思います。土曜日とか、学校の授業等に支障がないように実施する考え方に立っています。
委 員	報告 17 ですが、講師等に対する謝礼の支払事務というのはわかります。ただ、区が主催する講演会は多くのものがあって、種類も豊富です。それに参加された方を、すべて電算化して管理されるということなのでしょうか。
区政情報課長	講演会・講習会・施設見学会等は各課共通としてすでに登録しております。各課が事務処理にすべて電算を使うわけではなく、使うことを可能にするため、今回記録形態に電算を追加して報告しております。
委 員	これは講習会や講演会とは、また色合いの違うものですが、この前、学校の給食の民間委託などの説明会がありました。学校名や名前を明らかにすることで、区がその方の意識を把握できるのではないかとということ、非常に懸念する区民の方もいらっしゃるのです。区民の思考を調査するような管理

	の仕方だとあまり好ましくない、というイメージを抱いたのです。各課共通ということですが、どういう種類のものを記録に残すのかをはっきりしていただきたいと思います。
区政情報課長	今回の報告は講演会、講習会等を対象としており、説明会については対象としておりません。
委員	諮問 14 に関連してですが、講師として教員及び区民のボランティア講師と資料にあります。今これに対応できる教員やボランティアをやってもいいという区民がどのくらいいるのですか。また個人向け、団体向けという記載がありますが、具体的にどのくらいの需要があるのですか。
指導室長	教員がパソコンを操作できる能力についてですが、杉並区においてもかなり研修等を積み上げていますので、かなり高い知識を持った教員が揃っていると思います。実数そのものは今正確にはつかんでおりませんが、区民パソコン教室はどの学校でも対応できる事業であると考えております。 ボランティア講師の数も把握しておりませんが、能力を是非提供したいというような情報が入ってきておりますし、募集をすればいろいろな人材が集まるのではないかと予測しています。ただ、講師として一定の研修を受講してもらうことを考えております。
委員	資料のとおり、当面は一講座 20 人でスタートすると理解してよろしいですか。
指導室長	学校に入っている台数が 20 ですので、1 人 1 台ずつで自ずと 20 名の枠になります。
委員	そういうことではなくて、学校の数だけやろうと思えばできますよね。
指導室長	平成 12 年度は、まず 4 校でスタートしたいと考えております。
委員	もう一つ、報告 18 に関連してですが、教職員研修の事務処理の効率化のために、電算に記録する項目として、研修者の受講履歴などが必要ではないかと思うのです。その辺はどうなのでしょう。
指導室長	1 つ 1 つの通所研修や宿泊研修の実施にあたり、名簿等を作りたいということで利用したいと考えております。
会長	ほかにございますか。なければ、諮問 14 から 17 を決定し、報告 17 から 19 を了承とします。
諮問 14～17 号決定、報告 17～19 号了承	
報告 20 号	
会長	次に、報告 20 について事務局から説明をお願いします。
区政情報課長	報告 20「公衆浴場」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。なければ、報告 20 を了承とします。
報告 20 号了承	
報告 21 号	
会長	次に、報告 21 について事務局から説明をお願いします。
区政情報課長	報告 21「すぎなみワークインフォメーション」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。

委 員	事業の概要にある商品情報というのは、どういう情報のことを指しているのですか。
区 政 情 報 課 長	企業や事業所で開発している特徴のある商品などです。
委 員	資料の 27 頁、2「個人情報」に記載されている項目が、ホームページに載るやに感じられるのですが、その理解は間違っているのでしょうか。
区 政 情 報 課 長	公式ホームページのコンテンツの一つとしてワークインフォメーションを設け、企業のPRのために事業所従事者の氏名、年齢、職歴、資格の状況等を発信します。
委 員	区が管理するホームページに、企業が従事者の氏名等を自主的に載せることは、区の個人情報保護条例に該当する項目かどうか、事務局はどう考えるのでしょうか。
区 政 情 報 課 長	区が個人情報を収集しますので、個人情報の登録について報告させていただいております。
委 員	従事者の氏名等を載せることについては、その本人から了解済みであると理解してよろしいのでしょうか。
区 政 情 報 課 長	そのように理解しております。
会 長	ほかにございますか。なければ、報告 21 を了承とします。
報告 21 号了承	
報告 22～24 号、諮問 18 号	
会 長	次に、報告 22 から 24 と諮問 18 が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
区 政 情 報 課 長	報告 22・諮問 18「災害時の仮設住宅建設用地等の把握」、報告 23「防災協力員」、報告 24「生活用水確保」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。なければ、諮問 18 を決定し、報告 22 から 24 を了承とします。
報告 22～24 号了承、諮問 18 号決定	
報告 25・26 号、諮問 19 号	
会 長	次に、報告 25、26 と諮問 19 が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
区 政 情 報 課 長	報告 25・諮問 19「地域福祉活動立上げ支援」、報告 26「NPO等介護保険事業者資金貸付」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	地域福祉活動立上げ支援の件ですが、32 頁にある、対象団体の(2)「地域福祉の振興に寄与する活動を行う民間団体」とは具体的にどのような団体でしょうか。
福 祉 課 長	一般の住民の方が担い手となって、例えば高齢者や障害者とか、あるいはその家族に対して福祉サービスを提供する団体を意味しているものです。
委 員	区の自主グループなどが事業者のような形でやるとすれば、そういうものも対象になりますか。
福 祉 課 長	該当すると思います。

会 長	ほかにございますか。なければ、諮問 19 を決定し、報告 25 と 26 を了承とします。
諮問 19 号決定、報告 25・26 号了承	
会 長	次に、諮問 20 について事務局から説明をお願いします。
企 画 部 長	諮問 20「情報公開制度の見直しについて」の説明
会 長	先ほど確定しました前回の会議録に今後の審議予定が載っています。それによると次回は 9 月ですが、9 月のいつごろにしたらいいですか。
区 政 情 報 課 長	事務局としては、9 月は議会がありますので、8 月の後半に開かせていただきたいと考えております。
会 長	意見の提出は電子メールでもいいのですか。
区 政 情 報 課 長	参考資料に対する意見等については、私どもからお出しする文書に記入して返送していただく方法のほか、電子メールの利用もできるようにしてご連絡させていただきたいと思います。
会 長	なるべく文書のほうが良いわけですね。提出の締め切りはいつですか。
区 政 情 報 課 長	8 月中旬までにはいただければと思っております。
会 長	それでは、次回は 8 月 28 日、午後 2 時に開きたいと思います。諮問 20 については、8 月 16、17 日ぐらいまでに文書等でご意見を提出していただくということによろしいですね。
(異議なし)	
会 長	ほかになにかございますでしょうか。
委 員	議論をしたり調べる時間が足りないので、できたら丸々 1 週間前ぐらいに資料が届くようお願いしたいと思います。
区 政 情 報 課 長	なるべく早くお届けしたいのですが、審議会の前に保護委員会があることや、いろいろな資料を作成するため、大体 1 週間前ぐらいの発送になるかと思えます。
委 員	次回は諮問 20 だけの審議になるわけですか。
区 政 情 報 課 長	はい。ただ、9 月に間に合わせなければいけない緊急的なものがあれば、議題にしたいと思います。
会 長	何か事務局からありますか。
企 画 部 長	「平成 12 年 6 月 15 日付新聞記事(住民基本台帳法関係)」についての説明
会 長	いろいろご意見はあろうかと思いますが、これについては報告を受けるだけにしたいと思います。
委 員	私どもの意見としては、今回の区長の姿勢については、非常に好意を持っています。
会 長	席上に諮問第 2 号から第 19 号についての答申案が配付されておりますが、これによろしいですか。
(異議なし)	
会 長	それでは、諮問第 2 号から第 19 号については決定ということで、区長に答申したいと思います。ほかになければ本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。